

令和5年度第一次補正予算に係る
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱, 実施要領改正案について（その4）

令和6年3月
地域交通課

1. 概要

令和5年度第一次補正予算における「交通DX・GXによる経営改善支援事業等」「自動運転実証調査事業」への支援に関する規定を盛り込む旨の改正を行う。

2. 要綱・要領構成・改正内容

- (1) 交通DX・GXによる経営改善支援事業等【要綱：附則第2-22条 要領：附則2.】
 - ・ 令和4年度補正と同様に交通DX・GXによる地域交通の経営改善支援事業等に係る支援規程を措置
- (2) 自動運転社会実装推進事業【要綱：附則第23-24条 要領：附則3.】
 - ・ 令和3年度補正、令和4年度当初及び令和4年度補正における自動運転実証調査事業と同様に、自動運転社会実装推進事業に係る支援規程を措置

3. 今後の改正

○令和5年度一次補正予算に係る事業の要綱・要領整備については、本決裁にて作業終了。

○なお、「交通DX・GXによる経営改善支援事業等」については、令和6年度当初予算にも盛り込まれたため、国会において令和6年度予算成立後、本附則第2条について、下記のとおり改正予定。

≪令和6年度予算成立後 改正案≫※【 】部分を追記改正予定
(交通DX・GXによる経営改善支援事業等)

第2条 大臣は、令和5年度第一次補正予算【及び令和6年度予算】に限り、附則別表1及び附則別表2、附則別表3に掲げる地域公共交通事業者が交通DX・GXによる地域交通の経営改善支援事業（以下「交通DX・GXによる経営改善支援事業」という。）等を行う場合においては、この条から附則第22条までに定めるところにより、予算の範囲内において当該事業を行う者（以下この条から附則第22条までに於いて「補助対象事業者」という。）に対し補助金を交付する。